



様式第5号(第10条関係)

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 館林市苗木町2548番地

氏名 株式会社 鵜商

代表取締役 鵜崎 隆広

太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第10条の規定により、次のとおり一般廃棄物収集運搬業を許可する。

令和5年6月19日

太田市長 清水 聖義



許可番号	6
氏名又は名称	株式会社 鵜商
住所及び代表者氏名	館林市苗木町2548番地 代表取締役 鵜崎 隆広
営業所の所在地	館林市苗木町2548番地
一般廃棄物の種別	ごみ
新規又は更新の区分	更新
許可の有効期間	令和5年7月1日 から 令和7年6月30日 まで
許可の条件	<ul style="list-style-type: none">・廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同施行規則を遵守すること。・業の区分については収集、運搬(積替え及び保管を除く)に限る。・生ごみについては、リサイクル(堆肥化)を目的にした場合に限り、下記搬入先への搬出を認める。 搬入先: 茨城県下妻市黒駒1084番地1 株式会社 むかしの堆肥 下妻堆肥センター